

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和3年6月9日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

- 1番 鈴木勝利
- 2番 藤田尚美
- 3番 秋山泉
- 4番 長田麻美
- 5番 山本伸子
- 7番 伊藤裕一
- 8番 石原幸雄
- 9番 柳井哲也
- 10番 甲斐徳之助
- 11番 池辺己実夫
- 12番 加川裕美
- 13番 北島登
- 14番 杉森弘之
- 15番 須藤京子
- 16番 黒木のぶ子
- 17番 守屋常雄
- 18番 諸橋太一郎
- 19番 市川圭一
- 21番 遠藤憲子
- 22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	植 田 裕
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	飯 島 希 美
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	結 速 武 史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳 田 敏 昭
総務部次長兼 人 事 課 長	二野屏 公 司
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長	飯 野 喜 行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大 里 明 子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主任	椎名紗央里

令和3年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和3年6月9日(水) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 皆さん、おはようございます。日本共産党の加川裕美です。

通告順に従い一般質問をいたします。

今回は、学校と図書館について伺います。学びという全ての国民が持つ権利を再認識し、感染症下での在り方を共有、模索したい、そう考えております。

1番目に、小中学校の英語科学習についてです。

文部科学省の新学習指導要領により、2020年度からは英語が小学校5・6年生で教科型となりました。その結果、今年度の中学校1年生は600語から700語の英単語を学んだという前提で中学校に進学しました。さらに、今年度から中学校でも新要領が実施され、3年間で学ぶ英単語1,200語が1,600から1,800語へと大幅に増加しました。

ところが、今回の改訂時に新型コロナウイルス感染症に見舞われ、児童生徒は休校や出席停止を余儀なくされました。もちろん、学校や先生方が力を尽くして空白を埋める努力をされてきたことは承知しております。ただ、現状で中学校1年生の英語科授業は、ほぼ小学校5年生と変わらないという声があります。

今回、中学校前期試験の問題と実際の回答を市内数校分で拝見いたしました。単語が書けないことに加え、文化の違いによる意味の取り違えを感じました。ある学校の試験で、「私はリンゴが大好きです」という文の英訳を、「I like apples.」と英訳し、失点している生徒がたくさんいました。正解は「I love apples.」でしたが、「リンゴを

愛していますっておかしい」と不満を述べる子がおりました。また、単純な英単語をローマ字表記したり、大文字・小文字が混在する間違いもありました。英語を母国語としない日本において、単語は音と表記、その意味、3つがそろって定着していくものだという認識を新たにいたしました。

また、一方で牛久市ではALTの先生を15名配置し、オンラインで国際交流などユニークな試みが続けられています。高い向上心や英語力を持つ生徒も決して少なくありません。このたびの改訂では、各自治体で移行措置を行ったり、副教材を工夫されるなど、様々な取組も伺っています。

さて、牛久市では、この現状を踏まえ、小学校での単語指導の工夫、小学校から中学英語へのスムーズな移行にはどのようなことが考えられるか。加えて、現中学校1年生、3年生に対しては、改訂により授業全てを英語で行うことが目標とされていますが、なかなか現実には厳しいようです。中学校では、今後どのような取組をされていくかお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 最初に、小学校の単語指導の工夫についてです。

小学校では、外国語の語彙に音声で十分に慣れ親しむことを大切にしています。小学校3年生の外国語活動から、リズムに乗せて単語を発音したり、外国語の歌を歌ったりする活動により、音によって多くの語彙に自然に触れます。小学校の「書くこと」では、大文字と小文字を活字体で書けるようにすることと、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を書き写したりする活動を行います。小学校において音声を中心にして学んだ外国語が、中学校段階の音声から文字への学習に円滑に接続されます。

次に、小学校から中学校英語へのスムーズな移行についてです。

中学校1年生の教科書の前半は、小学校の復習と表現の語順を文法という概念で捉えたり、音として身につけたりしてきた単語を文字として読んだり書いたりして整理していく構成となっています。小中学校の段差を小さくするため、各学校では子供の実態に合わせて指導法も工夫しています。テストの範囲は、各学校の年間指導計画に基づいて出題しています。現在の中学1年生は、小学6年生から「NEW HORIZON Elementary 6」という新学習指導要領に準拠した教科書を使用してきました。学習指導要領の移行期には、各学校で学習内容の抜けがないように移行期のカリキュラムを計画的に進めました。また、教員の資質向上のため、市教育研究会英語部会で研修を実施したり、市の教育委員会の学校訪問の際に教育委員会から専門的な指導を行ったりしています。

最後に、課題と今後の対応です。

学校の授業だけで学ぶ子供と、小さい頃から学校以外の場で学んでいる子供とでは、入学し

た時点で大きな差があります。中学校学習指導要領では、「授業は英語で行うことを基本とする」とされていますが、一方で「生徒の理解の程度に応じた英語を用いる」と書かれており、授業展開によっては子供の理解に応じて補助的に日本語を用いることも示されています。

そこで、教員とALTが協力し、子供との授業中の英語でのコミュニケーションの機会を多く設けたり、ICTを活用したりと、個に応じたスキルを高めるための工夫した指導を行っています。自分の考えをプレゼンテーションで表現する授業では、子供が難しいと思う表現を友達に教えてもらったり、自分の表現をよりよいものにするために友達の表現を見聞きしながら学んだりしています。英語が得意な子供には、外国の人に伝えるという意識で、教科書に出てこないような単語も積極的に取り入れながら、より高度な内容に挑戦するよう支援することもあります。英語を学び始めたばかりの子供と得意な子供と一緒に学びながら成長していけるように、引き続き指導を工夫していきたいと考えています。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま、大変きめ細やかな御指導をお示しいただきました。

先日、横浜市のICT指導員の方にお話を伺いました。ICT機器を使つての英語クラスは、生徒の積極性、参加意欲が年齢とともに大きく開いてくるそうです。その理由として、最近ではプログラミングスキルといった新たなハードルが授業に加わったことによるものではないかというふうにおっしゃっていました。プログラミング能力、コンピューターを駆使する能力が生徒によって甚だ大きな差があり、先生が黒板に文字を書かなくなったことで、学んだことが一瞬にして消去され、記憶能力の違いにより英語の履修にも差が出ているのではないかと、そういったお声がありました。ノートを取る習慣がなくなりました。記憶しているのはハードディスクといったこともあり得ます。

現在、感染症下で急速なスピードでICTが導入されていますが、現状タブレットを活用するのではなく、タブレットを使うための授業になっているという有識者の声や、子供たちの急激な視力低下、文部科学省の令和元年度保健統計が示す子供の視力ですが、裸眼視力1.0未満が小学生では34.57%、中学生では54.7%と著しい下降傾向が見られます。さらに、令和3年度の統計が出たときに、この数字は大きく悪い方向へ動くのではないかとこの予測もされています。さらに、パソコン・タブレットのモニターから出されるブルーライトの影響による直接網膜へのダメージに、医師による注意喚起がなされています。

現状の日本では、裸眼視力が1.0以下になると、宇宙飛行士、パイロット、航空管制官には、幾ら英語を学んでも着任することができません。キャビンアテンダントや警察官、こちらにも矯正視力が要求されます。私たちは、彼らの健康や未来の夢に責任を持ち、慎重で丁寧な議論を重ねる必要があるのではないのでしょうか。牛久市の今後の慎重なタブレットの運用、英

語教育、副教材も含めた授業の在り方に期待いたします。

2番目、続いて課外学習です。

昨年度の定例議会でも質問を重ねてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症による学校行事、教科外学習の中止・延期は、児童生徒の精神面に大きく影響が出ています。現在、茨城県はステージ2にはなりましたが、まだまだ慎重にならざるを得ない状況です。その上で、今年度の主な課外授業の実施状況と今後の予定をお伺いいたします。また、各校の保護者参観の実施状況はいかがですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 今現在、市内の各学校において、遠足や宿泊学習、スキー学習や修学旅行などは全ての学年で実施の予定です。なお、昨年度実施できなかった中学校1年生のスキー宿泊学習ですが、今年度1年生と2年生とで合同実施するなどして行う学校もあります。

また、運動会や体育祭も、牛久市が感染拡大市町村の指定を受けたことから延期をした学校もありますが、こちらも時間を短縮したり分散したりするなどして、全ての学校で実施の予定です。

中学校の部活動に関しては、通常どおりの練習を行っており、練習試合等は市内の学校のみという制約を設けていますが、市総体も今のところ通常どおり実施しています。

保護者による授業参観は、地区ごとに分散させたり、参加人場を絞ったりしながら全ての学校で実施または実施予定です。今後も、感染状況を見極めながら複数回行います。

なお、このほかにもコロナ禍において変更を余儀なくされた行事もありますが、市内のある中学校では、2年連続でかっぱ祭りが中止になったため、3年生から2年生に踊りの引継ぎを行うことで、かっぱ踊りを先輩から後輩に継承するとともに、どこかでその踊りを披露する場を設けられないかと考えています。

このように、市内には子供たちが中心となって、何とか思い出に残る行事をつくり出そうと工夫している学校もあります。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 文化・伝統行事の継承を含め、厳しい状況下で各校が工夫され、可能な限り実施されるという御答弁をいただき、大変安心いたしました。

その中で、とりわけ生徒、保護者の思いが強い修学旅行について再度お伺いいたします。現在の状況では、変更、延期、中止はやむを得ないことも承知しております。文科省の学習指導要領では、修学旅行について、その教育的意義や児童生徒の心情を考慮し、適切な感染防止策を講じた上で、実施について特段の配慮をお願いしたいとあります。牛久市では、昨年度は学校ごとに対応が分かれ、様々な声が聞かれました。それでも、中止が相次ぐ自治体の中で、で

きる限り保護者や子供たちの声に寄り添っていただきました。

さて、本年度は宿泊は伴うのか、第一目的地の感染状況が悪化した場合の別のプランは用意がされているなど、あくまで現時点での小学校・中学校・義務教育学校の方向性をお示ください。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 議員がおっしゃいますように、国のほうからは、なるべく修学旅行等の行事は実施に向けて検討してくださいという通知が何度も来ています。現在のところ、中学校は春の修学旅行は延期になりましたが、全て秋にやるという予定で進んでおります。小学校も同じような傾向ですが、小学校のほうはひょっとしたら泊を伴わない形になってくるかもしれませんが、中学3年生、義務教育9年生は最後の思い出ですので、どうしても泊を伴った形でやってあげたい。最悪の場合は、方向を変えても実施したいというふうなことが各学校の校長先生方の御意見になりますので、そうした方向で進められるように検討していきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 できる限り実施をしていただくということで、安心をいたしました。子供たちは、修学旅行が近づくと、それぞれが買物に行き、新しい洋服を買い、パジャマを買い、そのことで自分たちの思いを修学旅行に向けて高めています。そして、今の状況で子供たちは日々制約の中で学校生活を送っています。給食を無言で食べ、部活動は途切れがち、行事の延期や中止を保護者とときどきしながら見守っています。理想形ではなくても、実現可能な選択で一つでも、少しでも思い出に残る学校生活を送らせていただきたい、彼らを代弁してお願い申し上げます。

それでは、2点目の図書館についてです。

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の中、市民サービスの重要な拠点として牛久市立図書館は開館と貸出しの努力を続けてこられました。まず、現在の状況と課題についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 図書館では、手指の消毒をはじめ体温測定カメラによる検温、座席の減数、飲食の制限、さらには返却資料による感染防止のため3日間貸出し禁止の措置を取ったり、本の除菌機を新たに4台購入し配備するなど、感染防止対策を施しながら、可能な限り継続したサービスの提供に努めております。

おはなし会などのイベントにつきましては、オンラインや野外での開催に改めたり、動画を制作しウェブ上で提供することで、利用者がいつでもどこでも好きなときに視聴できるように

するなど、様々な工夫を凝らしてサービスの維持に努めております。

一方、コロナ禍で生じた新たな課題の一つといたしましては、外出が感染拡大のリスクを高めることから、図書館に来館することなく資料を貸し借りできる電子図書館の導入が挙げられます。しかしながら、電子図書館の導入には、費用負担や運用面で課題が多いことから、導入済み図書館の状況や運用経費などを調査研究し、慎重に検討していかなければならないと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 サービスの維持に努められ、本の除菌機を追加購入されたと伺い、安心しております。

次に、今後について伺いいたします。先ほど、電子図書館についての御答弁がございましたが、先月末に国会において改正著作権法が成立しました。これにより、図書館の蔵書を電子データ化し、利用者にメールで送信できるようになります。これには、国立国会図書館が所蔵する絶版本などのデータも含まれます。また、図書館の蔵書のコピーのファクス送信も可能になります。感染拡大下で図書館に行かずに資料を閲覧できる仕組みを法制化したものです。政府は、早ければ来年度からの施行を目指すとしていますが、今回の法改正により、市立図書館ではどのような対応が考えられますか。また、今年度の新たな試み、企画などございましたらお示しく下さい。

○杉森弘之 議長 大里明子教育委員会次長。

○大里明子 教育委員会次長兼生涯学習課長 去る5月26日、参議院本会議で可決、成立した改正著作権法は、図書館がデジタル化した資料の一部を利用者に電子メールで直接送信できるようにするなど、コロナ禍を考慮した法改正となっております。現在、図書館の本は、調査や研究に使う目的であれば、著作物の一部分のコピーを窓口や郵送で受け取ることができますが、今回の法改正により、利用者は資料を電子メールなどでも受け取ることができるようになります。施行は公布から2年以内とされており、具体的な仕組みづくりは、今後著作権者や出版社、図書館などの意見を聞きながら進めるとされており、課題も多く残されているところでございます。

現在、図書館でのコピーは、利用者がコピー代や郵送代を負担いたしますが、改正法では著作権者や出版社に支払う補償金が新たに設けられます。補償金は、コピー代や郵送代と同様、利用者が図書館に支払い、図書館がその補償金を著作権者や出版社に支払うことが想定されております。図書館といたしましては、サービスの充実が期待される反面、事務的な負担が増えることへの懸念もあり、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、今後予定している企画等についてでございますが、当面の間、感染防止を図るため、

参加人数を調整する事前申込み制や、自宅で参加できるライブ配信のイベントなど、募集の仕方や実施方法を変えることで安心して参加できるイベントづくりに取り組んでまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 法改正により、自宅で資料や蔵書のコピーを受け取ることができるようになるわけですが、それには事務負担や補償金が発生するということですね。また、感染症面での課題も今後数多く残されていると推察いたします。体制づくりをぜひよろしく願います。

今回の感染症拡大により、市民、児童生徒の学びのシーンが大きく変化したことは言うまでもありません。また、子供たち、とりわけ大学生、高校生、学童期にある子供たちは、居場所としての図書館を求める声が非常に高くあります。ぜひ、これまでどおり、そしてこれまで以上に感染症下で愛される図書館運営、そして学校運営に御尽力いただきますよう申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で12番加川裕美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分といたします。

午前10時25分休憩

午前10時37分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 皆さん、おはようございます。日本共産党、北島 登です。

質問通告に沿って一般質問を行います。

私の質問は、都市計画マスタープランについてです。

まず、このマスタープランの位置づけ、これをお聞きます。

1つは、茨城県都市計画マスタープラン、これは2009年12月に策定されたもので、10年以上経過しています。牛久市都市計画マスタープランには、国・県の計画や本市の全ての計画の基本となる牛久市第4次総合計画に即したものと記載されています。県の都市計画に、この今回のマスタープラン、どのような制約を受け、そして県は何を定め、市独自の計画、どのような内容のものがあるのか答弁をお願いします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 市町村都市計画マスタープランの策定に当たりましては、茨城県都市計画マスタープランを指針とし、都市計画区域マスタープランに即する必要がございます。

茨城県都市計画マスタープランは、平成21年、議員2009年とおっしゃいましたが、同じ年ですね、12月に策定されており、平成24年10月に震災対策編が追加され、平成26年12月には、社会経済情勢の変化に対応した都市づくりを推進していくため計画の検証が実施されております。

この実証において、県内で基本方針に基づいた都市づくりが進められていることを確認され、引き続き現行計画に基づいた都市づくりを推進することとされております。それで現在に至っております。

また、茨城県都市計画マスタープランを指針として、別途県が定める都市計画区域マスタープランにつきましては、都市計画基礎調査や社会経済情勢の変化などを踏まえておおむね5年ごとに見直しが行われており、直近では平成28年5月に改定されております。

市町村都市計画マスタープランの策定時には茨城県との協議が求められており、実際に昨年度の牛久市都市計画マスタープランの策定に当たりましては、茨城県と協議の上、都市計画区域マスタープランとの整合を確認するなど、調整を図って策定しております。

また、茨城県の都市計画区域マスタープランにつきましては、市町村に対して、素案に反映を希望する事項についての意見聴取などを行った上で素案を作成しており、現在改定に向けた手続を行っております。

ちなみに、茨城県都市計画マスタープランでは、駅周辺を中心に都市機能の再編による市街地の活性化や良好な居住環境の形成などが定められております。その基本方針に即して、牛久市都市計画マスタープランでも、中心市街地における商業や業務など機能集約や住宅地やその周辺における良好な居住地の形成を位置づけております。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 続きまして、牛久市第4次総合計画との関連です。その第5章では、「多様な世代が安心快適に住み続けられるまち」ということで、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」による持続可能な都市づくりということが掲げられています。その中で、先ほど部長の説明、答弁にあったような2つの駅、これを核とした都市機能の誘導ということが書かれています。

現状を見ると、ひたち野うしく駅周辺は子育て世代が多いにもかかわらず、子育て支援をはじめとした公共施設が少ないように思います。こういう点では、マスタープランにどのように反映されているのかお教え願います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 牛久市第4次総合計画は、本市における最上位計画であり、都市計画法の規定に基づき、本計画に即して牛久市都市計画マスタープランを策定しております。牛久市第4次総合計画と牛久市都市計画マスタープランは、令和元年度から令和2年度にかけて同時期に策定しており、その策定過程において、それぞれの計画の間で整合が取れるように調整を図っております。

議員が、子育て支援をはじめとした公共施設が少ないように思えますという御質問でございますが、ひたち野駅周辺につきましては、おっしゃるとおり子育て世代が多いです。牛久市としましても、小学校や中学校、幼稚園を建設したことをはじめ、周辺には保育園も、ひたち野西にもひたち野東にも多くの保育園を配置しております。あわせて、ひたち野みずべ公園だとかひたち野さくら公園など、交流の場としても配置されております。しかしながら、十数年後には一気に高齢化が進んでしまうということも懸念されます。

現時点で、子育て支援は重要な施策ではございますが、持続可能なまちづくりを進める上で、子供からお年寄りまで誰もが生き生きと活動できるまちづくりが必要であり、牛久市都市計画マスタープランでは、北部地域の将来像を、世代を超えて共生できる豊かな町と定めてございます。

それと、一つ、先ほど申しました中学校ですが、中学校を設計する上で、もちろん中学校の設計の中なんですけれども、将来もしかすると子供の数が減ってしまった、そういうことも考えて、福祉施設などの転用も含めた、そのような設計もされておるといふうなことでございます。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 続きまして、牛久市の人口ビジョンについてです。マスタープランでは、人口目標8万5,000人としています。そこには、本市の人口は2035年までに緩やかに増加し、8万5,955人をピークに、その後は緩やかな減少に転じ、2060年では2015年とほぼ同数の約8万4,000人になると推計というふうにあります。現実では、既に人口減少の局面に入っております。この推計がずれてきているのに、なぜこのような目標としたのか。牛久市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の目標を2.1としています。この数値は、自然人口維持に必要な出生率であり、現状の1.4とかけ離れています。全国では、50年ほど前から出生率が2.1以下になり、少子高齢化が問題となっていたのに、国は有効な手だてを打つことなし、今日に至っています。こうした状況を見ると、合計特殊出生率2.1に上げることは、一自治体の努力で実現できるとは到底思えません。

さらに、今月4日に発表された厚生労働省の人口動態統計では、2020年の出生数が過去最少の84万832人でした。婚姻数も52万5,490組で、戦後最少となりました。ここ

にはコロナの影響はあると考えられるものの、牛久市においても傾向は変わらないのではないかと推測されます。人口は計画を策定する際の重要な基礎的な指標であるのに、このような現状を見ると、マスタープランにある人口目標8万5,000人は現実と違ってきていることが分かる。なぜこのような目標としたのか、御答弁をお願いします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 平成27年度に策定いたしました牛久市人口ビジョンでは、平成22年の国勢調査のデータを基に国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口の推計値が2060年に7万635人と算出されたことから、総合戦略の各種施策により、同年8万5,000人を目指すこととしております。失礼いたしました、訂正します。8万4,000人を目指すこととしております。

策定から5年が経過し、現状として若干目標値を下回っておりますが、令和3年6月1日現在の牛久市の人口が8万3,277名となっております。若干下回ってはございますけれども、極端な乖離は見られてございません。

毎月の常住人口を注視しておりますと、コロナ禍の中で出生率の低下が著しくなっております。しかし、社会増減では、東京の一極集中に陰りが見え始めた影響なのかは不明でございますけれども、転入は増加していることが見受けられます。

目標値として、人口ビジョンの改定は、令和2年度の国勢調査データを基に社会保障・人口問題研究所の人口推計と常住人口の推移を検証した上で、次期総合戦略策定の際に必要があれば見直しをしたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 聞こうと思っていたことを先に答えられてしまいましたけれども、この2020年の国勢調査結果、これは速報が今月中に発表される予定ですね。そして、11月に人口基本集計、これが公表される予定となっております。その後に、先ほど言いました国立社会保障・人口問題研究所の人口推計が出され、これは来年度になるだろうと思うんですが、その際、先ほど人口ビジョンについては見直しをするということでしたが、その他関連する計画についてもそれに沿って変えていくのかどうか、そこだけ確認をお願いします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 御質問のとおり、国勢調査の3年後にデータが反映されるということで、場合によっては見直しをしますということを言いました。必要に応じて、それに付随するようなデータについてはもちろん直さなければいけないと思いますけれども、全てが直すというふうな意味ではございません。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 次に、ゼロカーボンシティへの視点ということです。

マスタープランでは、最初のほうで環境エネルギー問題への対応ということが挙げられているんですが、その後ずっと各詳細なプランの内容を見ていくと、具体的なそういったゼロカーボンシティへの視点というのはほとんどないと言ってもいいのではないかと。ゼロカーボンシティ宣言をしている本市としては、もっとこの点を重視したプランとすべきだったのではないかと。もう決めてしまったから、あとこれに付随、この都市計画その他に関連する計画をつくる際には、この点をぜひ重視していただきたい。そして、例えば公共交通の充実や自転車レーンの設置などによって自動車の利用の抑制を図る、そういった視点もあったほうがよかったというふうに思います。ゼロカーボンシティの視点、今後の例えば立地計画、立地適正化計画とかで具体的な都市計画そのものが今後検討されると思うんですが、どのようにこういった視点を生かそうとしているのかお答えいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 市では、令和2年の第2回市議会臨時会におきまして、ゼロカーボンシティの表明をいたしました。表明するに当たりまして、環境審議会委員で温暖化エネルギー事情に詳しい筑波大学の先生からは、まずは市の地球温暖化対策実行計画に掲げている各施策を確実に実行しつつ、今後の技術革新の動向を注視し、よりよい方策を見極めて進めるべきとのアドバイスをいただきました。

今年度は、牛久市環境基本計画並びに牛久市地球温暖化対策実行計画の改定年度でありますので、環境審議会におきまして具体策等につきましても議論していただき、反映してまいります。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 確かに環境計画、これはゼロカーボンシティ、どんと中心に据えてやる必要があると思うんですが、都市計画においてもそういった視点が大事なのではないかという意味で質問したんですが、また今後ぜひそういう視点を重視して行っていただきたいと思います。

それから、続きましてソーラー発電所と自然環境の保護についてです。

ソーラー発電施設は、ゼロカーボンシティの推進にとってとても重要なものです。茨城県は、発電容量270万キロワットを超えて全国1位となっています。今後さらに増えることが予想されます。そういう中で、遠山町で推定500キロワットほどのソーラー発電施設の計画が民間企業により計画されています。隣接する龍ヶ崎の住民は、自治会を挙げての反対を表明しています。

茨城県の太陽光発電の適正な設置・管理に関するガイドラインは、景観や自然環境への影響、

安全に対する不安など、地域住民と事業者との間でトラブルとなる事案が発生していることを背景に策定されました。この県のガイドラインは、500キロワット以上の太陽光発電施設を対象として、市町村との事前協議、地域の理解促進、住民への説明を事業者に求めています。そして、完成後は完成の報告の届け。このガイドラインに沿った内容の条例が必要ではないか、つまりガイドラインには強制力がある意味弱い、ないと言ってもいいんじゃないかと思っているんですけども、もう罰則規定も含めた条例の制定、ぜひやる必要があるのではないかと。今後、ますますいろいろなところで、林の伐採だとかいったこと、当然そういうことが既にあちこちで起こっていますので、そこら辺をどう景観・自然環境保護とのバランスを取ってやっていくのか。県のガイドラインには、ソーラー発電所を立地するには不適當なところというのは幾つか項目を挙げて出されていますが、今後そういう条例の制定をする、検討する考えはあるかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 石原議員の御質問にもお答えしておりますが、牛久市では、茨城県太陽光発電施設の適切な設置・管理に関するガイドラインに基づいた事務取扱基準を設けております。出力50キロワット以上の事業用太陽光発電施設を設置する場合、事業者は市に対して事前協議を行うよう指導してございます。事前協議の内容には、地元区長や近隣住民への説明を行うことも含まれており、説明を行った報告書の提出も求めています。

県のガイドラインでは、自然環境・景観保全の観点から、太陽光発電施設を設置するのに適当でないエリアを定めており、具体的には景観法に基づく牛久市景観計画の重点地区が該当いたします。重点地区での計画につきましては、県のガイドラインに基づき、計画の十分な検討や調整を指導しております。

なお、太陽光発電の設置については、今後多岐にわたる事例が発生すると考えられます。適正な設置・管理を求めるためにも、広報への掲載を行い、事業者には県のガイドラインの周知徹底を図り、地域と共生可能な事業となるよう取組を求めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

条例の策定に当たりましては、市民の生命・財産の保全はもとより、その所有権や再生可能エネルギーの在り方、その配慮など様々な観点から考える必要があるため、他市町村や国の動向を注視し、環境部局と十分な調整を行いまして検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 そのソーラー発電、これは再生エネルギーで一番大きな比重を占めているわけです。これを住民とのあつれきがなく、スムーズにその事業を進めるためにも、

明確な条例が必要ではないか、ガイドラインにはその強制力があるのかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 遵守する遵守規定とか、そのような規定になってございまして、特にその事業をやめさせるとか、そういうふうな強制的な話は特には設けていないと思います。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 この問題は、本来は国が明確な法律をつくることが一番大事だと思っています。例えば、私が見ても強い台風が来れば吹っ飛びそうな地面の上、畑だったところに仮設足場用の単管を打ち込んで、その上に設置するような、そんな構造もあちこち見受けられます。さすがに、大きな規模でやっているところはしっかりした構造になっていますけれども、それは、あれは建築物でも工作物にも該当しないという建築基準法の規定、該当しないと規定しているわけではなくて、該当の中に入っていないというその規定がやっぱり大きく妨げている。そして、電気事業法その他関連の法律もちゃんとしていないわけですね。ここをやっぱり国に求めることと併せて、国がやらないのなら住民のために市はちゃんと条例をつくらと。先ほど部長の答弁でも、まあ答弁で聞くと、やっぱり強制力はないということでしょうね。そういうふうに私理解しましたけれども、そういう点からも、今後の紛争を解決し、ソーラー発電、再エネを大きくしていくためにも、やっぱりきっちり決めていく、それが大事なのではないかというふうに思います。

そして、次に開発計画の質問に移ります。

マスタープランでは、「ひたち野市街地周辺では、必要に応じて開発・整備を検討します」とあります。私ども共産党は、開発に一概に反対するものではありませんが、農業の振興、環境保護の観点からも、法的手順を守り、市民にきちんと説明し理解を得ること、かつ市財政に過剰な負担をかけないように行うべきというふうに考えています。ひたち野市街地周辺の開発では、どのような想定をしているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 牛久北部地区は、平成10年のひたち野うしく駅開業以降、牛久北部特定土地区画整理事業、東下根土地区画整理事業がそれぞれ平成20年、平成23年に換地処分され、現在では宅地の供給不足になるまで発展を遂げてきたところでございます。

地域別方針図で示しているとおり、東大和田の集落地につきましては、これらの区画整理事業地区外でもあり、市街化調整区域でありながらひたち野うしく駅から約1キロ圏内に位置していることなどを踏まえ、都市計画マスタープランにて「必要に応じて開発・整備を検討します」と位置づけをしたところでございます。しかしながら、現時点では市としては具体的に整備の方向性が決まっているわけではございません。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 北部地域宅地開発との対象地域は、東狹穴、これの市街化区域への編入の見通しはどのようになっていますか、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 牛久北部地区は、市街化区域内における宅地の供給不足により無秩序な乱開発が進むことが懸念されており、地元住民からの要望を受けまして、持続する住宅事情への対応や計画的な宅地開発を行うため、東狹穴地区における宅地開発について検討しているところでございます。当初、本地区の市街化区域編入は難しいため、茨城県の指導の下、市街化調整区域のまま宅地開発を行う手法を検討しておりましたが、市長自らによる要望活動や、度重なる茨城県との協議が功を奏し、昨年度ようやく市街化区域に編入して、編入後開発を進めていく方針に決まったところでございます。今年度、市街化編入に関わる都市計画変更手続の準備を進めるため、書類策定等の業務委託を予算計上しておりましたが、3月議会での修正動議により、現時点での予算がないため、今後の見通しは立っておりません。

また、東狹穴地区の宅地開発後、東大和田地区での開発につきましても、地元住民より要望が提出されてございます。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 先に東大和田のことも言われてしまいましたけれども、この開発についてはどのくらいの時間的なスパンを考えているのか。まず北部地域、今具体的に計画されている東狹穴、これが終わってすぐに取りかかるのかどうか、そうすると何やかんやで10年ぐらい先かなと思うんですが、どうでしょうか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 先ほども答弁させていただきましたけれども、今、我々のほうとしましては、全く予算も持っていないというふうな状況でございます。ですから、今その時期とかそういうものについても、今後の見通しは全く立っておりません。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 3月議会で予算が修正された、それで予算がない、そのことは分かります。予算が議会で修正されたその根底には、やっぱり市民への丁寧な説明、そして理解を得ること、このことの不足があったのではないかと。先ほど言いましたけれども、市の負担がどれだけになるか分からない状態で議会がオーケーを出すというのは、ちょっと無責任ではないかという観点からそういうことになったというふうに思っています。ですから、今年度お金がないからということだけではなしに、やっぱり市民へのしっかりした説明、これをしていくことが大事というふうに考えます。

それから、ちょっとこれから駆け足になりますが、都市施設についてです。

都市施設の中で、公共公益施設、これは今現在の都市計画では青果市場、火葬場、うしくあみ斎場ですね、そしてごみ焼却施設、これはクリーンセンターです、この3つが都市計画の中で決められています。この中で、さきに挙げた2つは現在の位置で問題ないと思っていますが、クリーンセンターについては、昨年焼却設備の大幅な改修が行われて、それで15年後にはまた改修があるだろうと、そのときに焼却施設そのものの建て替えるかどうか、そういったことも検討、判断が迫られる時期、15年先でなかったら、そのまた15年の30年先にはほぼ確実に必要になってくると思うんですが、こういう大きな施設については、やっぱり通常計画段階からいろいろな手続含めて10年ぐらいは完成までかかるのではないかと私は踏んでいるんですが、クリーンセンターについては、そういう事態にも備えて早めに検討をして、今の現状の場所で建て替え敷地状況は非常に難しいのではないかと、そのために現状の敷地を少し広げる、そういった都市計画変更、必要ではないかというふうに感じているんですが、市の考えはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えします。

牛久市クリーンセンターは、平成11年度から稼働しており、将来において稼働を安定して継続運転させるため、平成27年度から令和元年度までの5年間で基幹的設備改良工事を行っております。

基幹的設備改良工事後は、日常の適正な点検や整備修繕を実施し、令和15年度を延命化目標年次としておりますが、設備の寿命は使用状況により変動するため、施設耐用度に応じて適宜目標年次の見直しを行っていく必要がございます。

また、ごみの減量化は設備寿命の延命化に有効であり、行政区や学校への出前講座、市内の小学校を対象とした施設見学会を通じて、減量化に効果がある分別の徹底や生ごみの水切りについて紹介させていただき、減量化の推進を行っているところでございます。

議員御質問の建て替え計画につきましては、現在のところ未定となっております。それで、クリーンセンターの敷地なんですけれども、クリーンセンターは御存じのとおり結構広うございますよね。その都市計画決定としましては、隣の空き地までももちろん入ってございます。ただ、まさしくその建て替え計画については、現在のところ未定ではございますけれども、そういうことであってございます。以上です。

○杉森弘之 議長 13番北島 登議員に申し上げます。質問残時間が残り少なくなっております。簡潔をお願いいたします。

北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 次に、防火地域、準防火地域の指定についてです。

防火地域、準防火地域は、牛久駅、そしてひたち野うしく駅周辺にしか指定されていません。これは妥当なところだとは思いますが、牛久駅周辺の地域については、今後の活性化等々を考えるともう少し広げてもいいのではないかというふうに感じた次第です。そして、あわせて市内には木造住宅が密集している団地があちこち散らばっております。高齢化も進む中できちんとした管理がおろそかになって、そういう状況が増えていると思います。そういう中で、火事の危険性が高まっているのではないのでしょうか。

そこで伺います。この延焼防止を規定されている建築基準法22条の指定地域はどれだけあるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 22条と23条のことでよろしいでしょうか。建築基準法22条の区域は、防火地域と準防火地域を除く市街化区域全部となっております。以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 実は、そのことをつい最近まであんまりよく知らなくて、ただ違反の建築物、結構多いですね。今御指摘のとおり、22条市街化区域全地域ということでは。例えば、最近の新しい建築物は、外壁、屋根は延焼しにくい材料で作ったりしていますが、屋根の軒裏、軒天、そういったところが木造のままと、合板材料を使っているというのがとても多く見受けられます。こういった点もしっかり徹底していただくようお願いいたします。

そして、マスタープラン、それに基づいてしっかりした計画、今後の都市計画、そして立地適正化計画等々関連計画、十分な内容でつくっていただけるようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で13番北島 登議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時27分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川啓一建設部長より、答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 私、先ほどの答弁の中で、令和3年6月1日現在の住民基本台帳の人数を8万3,277名と申し上げましたが、8万4,690人の間違いでございます。訂正をさせていただきます。以上です。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を継続いたします。

21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。今回は、コロナ禍で困窮する世帯や子供の支援、対策などについて質問をいたします。

初めに、就学援助制度の現状と拡充についてです。

就学援助の実施主体は市町村であり、学校教育法第19条におきまして、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない、このように規定をしています。要保護児童については、生活保護受給者、そしてまた生活保護基準に準じる準要保護があるのは周知のことでございます。今ワクチン接種が始まりましたが、コロナ収束が見えない中で、保護者の生活は大きく打撃を受けていると思います。そこで、次の点に質問をいたします。

初めに、就学援助の現状とコロナ禍での申請件数の変化などはいかがでしょうか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 要保護・準要保護児童生徒数が全児童生徒数に占める割合は、ここ数年来6%台を示してきておりますが、特に令和2年度は6.9%まで上がり、準要保護のみでは対前年度で49名、12.4%増の443名の認定となっております。例年、審査に当たって、所得の把握は原則として前年の所得を証明する書類をもって行っておりますが、保護者の失業など前年度所得から激減している場合については、救済措置として直近の所得を証明する証拠書類をもって認定作業を行っております。

令和2年度の認定作業におきましては、昨年4月頃、書類受付を行っておりますが、前年度令和元年の所得には表れない令和2年1月から3月のコロナ禍での収入の激減を表すために、給与袋の明細や、例えば飲食業の方でしたら仕入れの明細などの書類の提出を受けた例もございます。やはり、こういったことから、コロナ禍での何らかの影響が対象者の増に表れてきているものと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今の御答弁の中で、多少なりともこのコロナ禍での申請件数が増えているのは、そのような収入減、またそういうところで影響あるのではないかという御答弁でありました。

牛久の就学援助制度、この認定基準というのが1.15というふうになって、これは生保基準の1.15ということなんですが、この認定基準というのは各市町村で定めております。こ

の1.15というのは、ほぼ生活保護レベルと同じではないかというふうに考えます。近隣の龍ヶ崎市では、この基準がたしか1.3となっています。この比較しても低いのではないかと思います。この認定基準の引上げ、拡充の考えについて伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 準要保護に係る就学援助制度については、各自治体が独自に行っているというのが現状でございまして、認定基準も様々でございます。当市の場合は、生活保護の基準の1.15倍までを認定基準、認定ラインとしておりまして、その倍率のみを他市町村と比べた場合、これは高い方ではありませんが、最低というわけでもございません。

平成25年度に生活扶助基準の見直しが行われ、基準が厳しくなっている方向での見直しなんです。その際、国からは他の制度、特に就学援助制度に影響が及ばないよう配慮するよう通知がされました。他市町村においては、見直し後の生活扶助基準を用いた上で倍率を上げて調整するというふうな方向もあったかと思いますが、当市の場合はそれに対しては、今でも見直し前の生活扶助基準と見直し前の倍率での認定を行っております。

また、他市町村においては、世帯の収入を用いて認定を行っているところも見受けられますが、当市においては世帯の所得で行っておりますので、その点についても一概に比較することはできないと考えております。

当市で把握しているデータによると、昨年度の10月の時点で県内市町村の認定率の平均は約7.3%、これは当市の6.9%と比較しても著しく差があるものとは考えておりません。したがって、認定基準である生活保護基準の1.15については、特に現時点では妥当ではないかと考えております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今の次長の答弁ですと、この認定基準の見直しは行わないということでございました。他の市町村、そしてまたいろいろとこの認定基準の基準となるのが収入とか所得ということなんですね。今次長の答弁ですと、所得で算定をしているということなんです。この収入と所得のこの算定の差ですね、それはどういうふうに判断をしているのか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 当市の場合については、所得ですので、当然収入から控除すべきものを控除した形での数字を見ております。他市町村で県内を調べた形の中に、収入で認定するというところもありました。そこからの調整を行っているかどうかについては、細かい計算方法までを全て比較を行っているわけではございませんが、少なくとも所

得というのは収入よりは低く出ますので、そのあたりでは認定されやすい方向であるかなというふうに理解しております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 確かにそうですね、控除する前と控除した後、この控除というのは社会保険料とかそういうものを、必要経費を引いた分の金額のことを指すんだと思います。そういうので、世帯人数とかそれによってもこの計算方法が違うと思いますので、その辺ではやはり生保基準が1.15というのが大変ここでは低いのではないかなというふうに常々考えています。と申しますと、やはりこの境界ラインにいる世帯が、本来ならば受けられるその準要保護の規定がぎりぎりでは受けられない、そこが今一番大きな、特にこのコロナ禍におきましては大変な境界ラインというのが大きな打撃となっているのではないかと思いますので、この認定基準を変えるというか、そういう拡充については今後も取り上げていきたいと思っております。

続きまして、市独自の支援項目についてなんですが、昨日の同僚議員の質問などでもありましたが、今GIGAスクール構想、これが牛久市でも進められております。というのは、タブレット、それが子供たちに、小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒に対してもタブレットを使っただけの学習、そしてまた授業で使うだけでなく、家庭に持ち帰って長時間使用も考えられるのではないかと思います。

今議会でもタブレットが使えるようになりましたが、長時間このタブレットを見るということでは目の負担、これがやっぱり大きいのではないかなというふうに考えます。特に、小学校、中学校、やっぱりそういうものに対しては非常に心配を抱くものです。そういう視力の低下、そのことからこのような場合に眼鏡とかコンタクトレンズ、そういうふうな購入も考えられるのではないかなというふうに考えます。

そしてまた、このタブレットの使用によりまして通信費、これが今家庭の負担になってくるのではないかなと思いますが、この眼鏡、コンタクト、そして通信費、これに対する支援、これが必要ではないかなと思いますが、市独自の支援項目、この拡充について伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 就学援助制度、準要保護に係る支援項目につきましては、各自治体いろいろあるんですが、基本的には要保護、生活保護の児童生徒の援助項目の中から支援項目を選んでいくという状況でございます。そのGIGAスクールに関わってのそのタブレットの通信費という部分については、まだ最近の話ですので、その生活保護の支援項目には今は入っておりませんが、近年その要保護基準の単価というのが頻りに引き上げられておりまして、市としてはその要保護基準の単価の引上げに準じて準要保護基準の単価も見直すような形にしております。

市独自の支援としては、やはりそのタブレットの部分で、昨年度はコロナ禍における市内小中学校、義務教育学校の臨時休業がございましたので、休業中の給食費について、本来かからないものではありますけれども、経済的困窮世帯に対しては市独自の支援項目として、その部分がかかっていない期間分も支援したというものがございます。また、先ほどのタブレットの部分でいけば、実際に支出はなかったんですが、昨年度中は臨時休業により授業が行えず、ICTを用いてオンラインでの授業となったときのことを考えて、経済的困窮世帯でのインターネット接続するためのモバイルルーターのレンタル費用というものは、予算計上して確保して準備をしておりました。

今年度も、コロナ禍において、そういった必要な支援があると思いますので、そういったもののできる範囲で行っていただけるよう情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、私のほうで言った眼鏡とかコンタクトレンズとか、そういうものに対してのお答えがなかったということは、これについては支援をするつもりはないというふうに答えていいのかですね。タブレットの問題につきましては、確かにルーターのそういうものというのはわかります。いろいろと今、教育長のほうからもいろいろなお話が出ていました。今このコロナ禍におきまして、学校の授業におきましては、やっぱりいつまたこういうふうな休業というか、そういうものになるかもしれない、そうなったときのオンライン授業、そういうようなことも出ています。そうしますと、そういうような設備というか、それができていない家庭については、やっぱり情報が届かないということになるので、そういうところについては、やはり十分な学習の保障をするということでは必要ではないかと思いますが、その辺について再度伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 まず最初に、眼鏡とかそういったものにちょっと触れずに申し訳ありませんでしたが、基本的な品目としては、学用品費というような捉え方でいろいろな必要なものを買う費用というものはあるんですけども、そういったものにどこまで含まれるかという部分もあるかと思えます。現状では、その眼鏡とかコンタクトというのは考えておりません。

ICTのその接続経費についてですが、やはり昨年と同様のような状況、緊急事態宣言等により臨時休業が余儀なくされた場合という状況においては、オンラインで授業を行う必要が出てくるかと思えます。そういった対面の授業に代えて授業で使用するような事態の場合においては、何らかの支援が必要になると考えておりますので、そのあたりは検討していきたいというふうに考えております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 さきの次長の答弁で、本来だったら臨時休業の場合の給食費、それを支給というか、しましたという御答弁でありました。よく夏休み明けに、子供たちが健康診査をするときには体重が減っているとか、そういうふうな状況などがいろいろと困窮する家庭では見受けられたというような報告も以前にあったと思いますね。ですから、これを市独自の支援項目だというふうに言うのはちょっと寂しいのではないかなと思います。当然子供たちの生活をやはり支えていく、その一つというのがやっぱり食ということもあるので、そういうのを牛久が独自にこれをやりましたよというのは、やっぱりもう一度見直していただきたいというふうに思います。

それと、通信費ですね、先ほどそういうふうな状況になったら検討せざるを得ないというふうなことでした。今は多くの子供さんなんか、このWi-Fiを使っていろいろな情報を取得する、私たちよりはずっとこういう情報社会になじんでいて、非常にすなりといろいろなものを取り入れるというのが今の若い人ではないかと思いますが、そういうところに、やはり先ほどの御答弁でも、この通信費の問題についてもきちんとしたちょっと御答弁がなかったように思いますが、この辺もう一度伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 自宅でのタブレット接続のための通信費については、私が申し上げたのは、そういった緊急事態に入った場合のやはり授業をオンラインで行う、対面の授業に代えてオンラインで行う場合の接続を担保するための通信について検討せざるを得ないということについて申し上げました。平常時においても、今後どんどん持ち帰りのほうも進んでくるかと思いますが、そのあたりにつきましては、やはりタブレットの活用状況、どういった活用のされ方がするかということも確認しながら検討していく必要があると考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今後いろいろとタブレットを使つての学習の中には、いろいろと大きな問題なども出てくるのではないかと、有効、効果のあるものだけではなくて、こういう健康面からも非常に心配をするものなので、注視をしていきたいと思つています。

次に、2番目の女性、学生も含めました困窮する世帯への相談、支援と対策について伺いたいと思つています。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響は、以前から起きていました生活困窮などの問題を浮き彫りにいたしました。特に働く女性たち、正規・非正規にかかわらず、出社をしないで自宅でのテレワーク、また時短などで収入減が生活に影響すると言つております。一方で、食料

に事欠く状況まで追い込まれた、そういう非正規の方、また当事者になって初めて困惑をしたと言います。

一方、働く独り親の方は、預けていた保育園でコロナ感染が発生し、子供は保育園でPCR検査いたしましたし、陰性でありましたけれども、2週間の待機を余儀なくされ、子供1人置いていくわけにもいかないので、自分も休みを取って対応したと言います。一時期であっても、パートの収入減となり、大きく生活に影響をしたと言っております。

また、アルバイトで生計を立てている学生の皆さん、アルバイト先が時短となり収入が減少、食費や学費への支払いも待ってもらっている、このようなことを言っております。最近では、つくば市や土浦市で、これはNPO法人が呼びかけたものなのですが、学生支援に対しまして、公園や大学の構内で食料支援を実施したそうです。大勢の学生たちが詰めかけて、いろいろ食料だけでなく相談事にも対応していたと言っております。

今この困窮するという事は、以前の状況とは明らかに違ってきています。困窮する世帯があります。個別の支援体制が本当に必要になってきているのが今の状況であります。女性や学生、独り親世帯への相談や支援体制について、現在の状況を伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 お答えいたします。

新型コロナウイルスの影響によりまして、生活に困窮している方の相談につきましては、社会福祉協議会に委託し実施している自立支援事業におきまして、女性、学生、独り親世帯を含め、包括的な相談支援を実施しております。令和2年度の相談実績につきましては1,011件、このうち女性からの相談は371件、学生からは外国人2件、独り親からは87件の相談がございました。相談内容といたしましては、1,011件中924件が収入あるいは生活費の不安の相談で、最も多い状況となっております。

相談を通して、生活福祉資金貸付けの御案内、また住居の確保が必要な方へは住居確保給付金の御案内、就労に向けた支援が必要な方へは就労準備支援事業の案内など、各相談者の状況に応じた支援につなげております。

女性、独り親世帯、学生への支援でございますが、子育て世帯へ市独自の経済的支援といたしましては、令和2年度に児童扶養手当を受給する独り親世帯への給付金、またHAPPYマタニティ臨時特別給付金を実施いたしましたし、今年度につきましては、現時点で市独自の子育て世帯への経済的支援の予定はございませんが、国の支援策といたしまして、対象児童1人につき5万円を支給する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を現在進めております。

また、大学生に対する経済支援につきましては、奨学金の貸与等となりますけれども、牛久

市独自の制度は設けておりませんので、市民の皆様からの問合せには県や他の団体等の制度を紹介しております。御理解をお願い申し上げます。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、次長のほうから牛久の状況を伺いました。女性や、特に子供を持つ独り親世帯、そして学生さんに対して、いろいろと困難な状況などが多分報告をされたのではないかと思います。そして、特に子供を持つ独り親世帯、この方たちの食料支援、そのような問題が私どものほうにも届きました。

今、社協が行っておりますフードバンクというのがございます。そういう食料の提供をしてほしいという申込みをするわけなんです、このフードバンクというか、そういうものが非常にやっぱり皆さんに知らされていないというか、そういうことがありました。コロナ禍の中で、1,011件の相談があったということなんです、社協のほうにこのフードバンクの問合せはどうですかというふうに聞きましたところ、あまり把握をしている、そういうような状況がございませんでした。やはり、この相談体制ももちろん、自立支援のその制度自体のことも皆さんに知らせるといことはもちろん大事なことでございますが、社協との連携で情報発信、もう少し丁寧にする必要があるのではないかと思います、その辺の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行保健福祉部次長。

○飯野喜行 保健福祉部次長 フードバンク茨城、NPOですけれども、その連携の下に食料の提供、そういったものを行っておりますけれども、議員さん御指摘のように、社会福祉協議会のほうでできずなBOXとして、市役所あるいは生涯学習センター等の各公共施設でそのボックスを置いて、食料提供に対応しているところでもあります。集められた食料品は、一旦フードバンク茨城のほうに提供しまして、生活困窮世帯の方々に支援、要望等があれば配付をしているところ、要望に応えているという状況であります。

今後につきましても、その真に困窮している、そういった世帯に迅速に対応できるように、議員さん御指摘のように周知に努めるのはもちろんですけれども、市とそして社会福祉協議会のほうと、そしてNPOのほうが緊密に連携をして、真に困っている方に対応できるように今後努めていきたいと思っております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 これは一つの情報としてお伝えしたほうがいいかなと思っております、学生さんに対する支援ですね、隣の土浦市、ここでは学生さん、土浦市に保護者というか親の住所がありまして、県外に出ている学生さんに対しましては、その学生さん、対象者1,000人と言っていましたけれども、その方たちの食料支援、こちらは全部希望者なんですけれども、土浦市産のお米、そしてまた土浦市で開発をしたオリジナルカレー、それとあとレンコン

を使ったものとか、そういうものをセットにして希望者に要するに配送しているというような話もありました。ほかがやっているから、何もこれを牛久でということではないんですが、やはりこういう学生さんに対するきめ細かな支援というのが、牛久も考えていく必要はあるのではないかと思います。

この支援につきましては、じゃあ県内にいる学生にはどうするのかということなんですが、それは今後の課題となると思います。そして、なぜ県外の学生にこういう支援をするのかというのは、やはり土浦に一度戻ってきてほしい、土浦市がこういうことで支援をすることで、ぜひ土浦市に戻ってきてほしいという、そういう市の魅力をこういう形で発信をしている、そういうことが分かりました。牛久市も、こういう別な方法かもしれませんが、学生やそういう若い人たちに市の魅力を発信する、ふるさと納税というものもありますけれども、そういう形ではなくて、そういうような方向、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。衛生的な生活のために不可欠な生理用品の無料配布について、学校配布、設置などについて伺います。

コロナ禍の中で、経済的な事情で生理用品が買えない生理の貧困、これが世界各国で大きな社会問題として取り上げられました。日本でも、生理用品の無料配布というこの大きな運動が広がってきています。県内では、水戸市と市民団体などが立ち上げましたプロジェクト実行委員会、ここがコロナ禍の経済的理由によりまして生理用品が購入できない生理の貧困を支援しようと、プロジェクトを立ち上げたということでありました。市民からの生理用品の寄附を募りまして、困っている女性に配布をしようというものであります。あわせて、市内の小中学校の保健室に生理用品を備え、児童生徒にも対応していると言います。今こういうような状況が県内でも起きております。牛久市の状況はどうか、特に学校での配布、設置場所について伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 コロナ禍において、女性が生理用品を買えない、いわゆる生理の貧困がニュースとして報じられる中、市内小中学校、義務教育学校においては、経済的困窮世帯の女子児童生徒はもちろん、生理用品を忘れた女子児童生徒も使えるよう、女子トイレに生理用品を置くこととし、5月の第3週目に配置いたしました。生理用品は、災害時の避難所用の備蓄品として持っていたものを利用いたしました。

生理用品については、これまでも各学校の保健室に備えておりましたが、もらえる学校と、使った分を返すというルールになっている学校が混在しておりまして、養護教諭に申し出なければならないということも少なからず女子児童生徒の負担となっていたと考え、気兼ねなく使用できる女子トイレの個室に生理用品を入れたボックスを配置いたしました。

利用状況といたしましては、5月末時点で平均して30枚から40枚程度が使われているという状況でございます、必要な児童生徒の手に必要な分が渡っているというふうに理解しております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今次長の答弁で、大体5月末までに30枚から40枚、これは1校当たりですか、全部ではないですよね、1校当たりでいいんですね、はい、分かりました。

では、このような生理用品を女子トイレに設置をするということですね。児童生徒には、多分この養護の先生がお話をされたと思いますが、そのときのどのように説明をして周知をしたのか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 これについては、市のほうから設置しますというような通知と、あと保護者宛てにも通知を出しておりますが、やはり先ほどの困窮世帯だけにスポットが行かないように、忘れた方も使えるというような形での通知をしております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今困窮とかそういうのではなくて、多分養護の先生から、子供たちにもそして保護者にも通知をされたというふうに聞いておりましたので、どういう方法でやったのかということ伺いたかったです。でも、それは答弁結構です。

6月1日ですね、政府の男女共同参画会議は、女性活躍重点方針案に、生理の貧困への支援を掲げました。学校、ハローワーク、福祉事務所などにおけます生理用品の提供、これを明記したそうです。現在、今答弁でもありましたが、生理用品を配布をしたその調達先ですね、牛久も防災備蓄品ということがありましたが、全国では防災備蓄品を使ったのが65%といます。というのは、臨時的な措置にとどまっているのではないかとこのように考えるわけです。本来ならば、きちんと一時的な補正、一時的な予算ではなく、必要な予算措置をすべきというふうに考えますが、牛久市の今回学校だけに質問をいたしました、対応について伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 まず、すみません、私細かく説明しなかったものであれなんですが、防災の備蓄品を使ったんですが、もちろん市のほうでも若干の買い足しを教育委員会のほうで行いました。ただし、これについては生理用品1パック300円とかそのぐらい金額ですので、今手持ちの予算を使って十分回していけるというふうに判断しましたので、その範囲内で対応しております。以上です。

○杉森弘之 議長 21番遠藤憲子議員に申し上げます。質問の残時間が残り少なくなってお

ります。簡潔にお願いします。

遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今特別に、多少市でも買い足しをして補充をしたということなんですが、これは多分牛久13校、14校でしたっけ、ありますよね。そうしますと、やはりかなり量自体にも今後やっぱり計画的にそういうような予算措置もしていかなければならないというふうに考えますが、その辺の考えについてはどうか伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 これについては、先ほど大体5月末で30枚から40枚の使われ方だというお話をしましたが、我々も最初置くときに、ちょっとどのくらい使われるかというところが心配でしたが、その程度の使われ方であれば、通常手持ちの消耗品の範囲内で可能だというふうに考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 分かりました。消耗品の今ある予算内で何か対応できるというふうに理解をいたしました。

今のこの生理の貧困の問題につきましては、父子家庭で買ってほしいと言えない子供たちがいる、また家庭環境とか貧困でナプキンが用意できない場合もある。トイレに置くことで、大変助かる子供たちがいること、このことは事実としてあると思います。今回のコロナ禍で、女性の貧困問題が大きな課題となってまいりました。生理用品だけではなくて、様々な施策、そして女性や子供そして独り親家庭などに、牛久市の支援、今後注視をしていきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で21番遠藤憲子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

午後0時06分休憩

午後1時16分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

22番利根川英雄議員。

[22番利根川英雄議員登壇]

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄です。

通告順に従いまして、152回目の質問をさせていただきます。

まず、最初に大阪市の教育行政への提言についてであります。事前に教育長にはその提言をお渡ししておりますので、その提言を読んでの教育長の考え方をお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 私も学校長をしておりましたので、この校長先生の提言はよく分かります。新しい学習指導要領が始まり、これからの時代の子供たちに育成すべき資質、能力が示され、指導法も子供たちに主体的で対話的な深い学び、アクティブラーニングを実現させなければならなくなりました。小学校に外国語教育が入り、道徳が教科となるなど新しい教育にも取り組まなければなりません。

教職員は、その準備のために多くの研修をしなくてはなりません。また、いじめや不登校など様々な心の問題にも対応しなければなりません。常態化している勤務時間の長さも改善して、自らの生活を豊かなものにして、子供たちに豊かな学びを実現させるための準備の時間もつくり出さなければなりません。

しかし、現実には様々な外部機関や団体から、たくさんの作品募集、調査依頼、教育活動への要求が来ます。また、資質向上のための研修や出張もあります。そのために教職員の授業づくりの時間がなくなったり、勤務時間が長くなったりしていることも事実です。ゆとりが欲しいと考えていると思います。

このこととは大いに理解するところであります。私たち教育委員会も、これまで先生たちのため、子供のためと思っていた事業を見直すとともに、各種機関や団体から学校への依頼を精選し、学校が選択できるようにしてあげなければならないと考え、取り組み始めています。

そうした中で、学校が自主的、自律的に取り組む時間をつくってあげることで、子供たちの主体的な学びも生まれてくることと思います。

一方、学校には、授業が分からなかったり、いじめや不登校で苦しんだりしている子供がいます。子供への指導がうまくできず悩んだり、強い指導になってしまったりする先生もいます。多くの事故も発生しています。学校への不信感を持つ保護者もいます。校則の問題のように、古い体質をそのまま残してしまっている学校もあります。ICTといった新しい教育の普及もしなければなりません。また、今回の新型コロナウイルス感染症のように、命に関わるものの危機管理もしていかなければなりません。そういったものが、行政側に立つと見えてきます。そして、これらの問題は学校だけでは解決できないものであり、外からの支援が必要なことも分かってきました。また、学校の子供たちは地域の子供たちでもあり、地域や現実社会と学校の学びをつないでいかなければなりません。

これからの学校は、自分を丸ごと受け止めてくれる教師や仲間がいる、自分の意見を聞いてもらえる、間違いや過ちも許される、そんな安心できる居場所があり、そこで仲間とともに夢

中になって学習課題に取り組めるような学校になってほしいと思います。これは、学校だけでは実現できない問題だと思います。学校を社会に開き、子供も教師も地域も互いに学び合い育ち合いながら、地域総ぐるみで子供たちを育てる仕組みづくりをしていくことが大切だと思います。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 この提言は、今の教育の在り方についてというふうには私は考えさせられたわけであります。この内容についての具体的答弁は、教育委員会としては難しいというふうに思います。したがって、その一部を紹介させていただきます。

「本当に子供の幸せな成長を願って、子供の人権を尊重し、最善の利益を考えた社会ではないことが、コロナ禍になってはっきりと可視化されてきたと言えるのではないだろうか。社会の課題のしわ寄せがどんどん子供や学校に襲いかかっている。虐待も不登校もいじめも増えるばかりで、グローバル化により激変する予測困難な社会を生き抜く力をつけなければならないと思うが、そんな社会自体が間違っているのではないか。過度な競争を強いて、競争に打ち勝った者だけが頑張った人間として評価される、そんな理不尽な社会であっていいのか。誰もが幸せに生きる権利を持っており、社会は自由で公正・公平でなければならないはずだ。

子供たちと一緒に学んだり遊んだりする時間を楽しみたい。子供たちに直接関わる仕事がしたいのだ。子供たちに働きかけた結果は、数値による効果検証ではなく、子供の反応として直接肌で感じたいのだ。1点、2点を追い求めるのではなく、子供たちの5年先、10年先を見据え、今という時間を共に過ごしたいのだ。テストの点数というエビデンスは、それはそれほど正しいものなのか。

あらゆるものを数値化して評価することで、人と人との信頼や信用をずたずたにし、温かなつながりを奪っただけではないのか。

間違いなく教職員、学校は疲弊している。教育の質は低下している。誰もそんなことを望んではないはずだ。誰もが一生懸命働き、人の役に立って、幸せな人生を送りたいと願っている。その当たり前の願いを育み、自己実現できるよう支援していくのが学校でなければならない。

競争ではなく協働の社会でなければ、持続可能な社会にはならない。

コロナ禍の今、本当に子供たちの安心・安全と学びをどのように保障していくのかは難しい問題である。オンライン学習などICT機器を使った学習も、教育の手段としては有効なものであるだろう。しかし、それが子供の命、人権に光が当たっていなければ、結局は子供たちをさらに追い詰め、苦しめることになるのではないだろうか。今回のオンライン授業に関する現場の混乱は、大人の都合による勝手な判断によるものである。

根本的な教育の在り方、いや政治や社会の在り方を見直し、子供たちの未来に明るい光を見たいと切に願うものである。」

「子供たちが豊かな未来を幸せに生き抜くために、公教育とはどうあるべきものか、真剣に考えるときが来ている。」

この提言は、大阪市立木川南小学校の久保 敬校長のもので、ネットで配信され、そしてマスコミでも報道されておりますので、実名を述べさせていただきました。この校長先生は、37年間教員として勤めてきて、来年3月に定年を迎えるとのことでもあります。このまま何も言わずに終わっては、今まで関わってきた子供たちに申し訳ない、そしてこれから校長になる人たちにも伝えたかったと強調されたのは、校長だからこそということ、せつかく物申すなら匿名で言っては駄目、別に法を犯しているわけではないし、いざ出してみると、逆に何で今までできなかったのかと。現在この提言を一緒に、名前を連ねる意思のある大阪市の退職・現職校長を募っているということでもあります。教育委員会また校長会などでも取り上げてもらいたいと思いますが、これに対する答弁はできないと思いますので、このような提案があったというふうに受け止めていただきたいと思います。

続きまして、分団式動的教育法とアクティブラーニングの問題についてであります。

先ほどの校長先生の提言を読んで、私は今午久市が進めているアクティブラーニングを思い浮かべました。一人一人の子供たちの自主的学習能力向上や、自立、自己肯定感を育てることにつながると考えるわけであります。この分団式動的教育法とアクティブラーニングの問題について、教育長の考え方をお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 今回、初めて分団式動的教育法を調べてみました。明治から大正、昭和にかけて及川平治氏が実践された教育方法であること、当時の先生が子供に知識を教え込む授業であったことから、分団式動的教育法は、子供たちが自ら学んでいくグループ学習や学び合い、体験学習等を取り入れた先進的な授業であったことが分かりました。当時の画一的知識注入授業を克服するための教育方法であったことも分かりました。

及川平治氏の主張は、生活と学習を統一的に統合することであり、児童の能力や特性の違いに応じた学習活動を展開するというように、教育の目標に知識だけでなく能力といった概念も育成しようとしていることを考えると、私たちが取り組んでいる総合的な学習やアクティブラーニングの授業づくりにかなり近いものがあると思います。

牛久市で長く取り組んできた対話的、協働的な授業づくりも、同じような経緯をたどっています。一斉授業の中で、ついていけない子供たちが寝てしまう、逃げ出してしまう、遊んでしまう。先生に注意されるたびに自己肯定感が下がり、反抗的になって学校が荒れたり、不登校

になったりといった現状がありました。

その克服のために、授業の中にグループやペアを入れながら友達同士のつながりをつくり、関わり合いながら質の高い学びを追求することでした。このことで、学級に安心な居場所ができ、自己肯定感が高まるとともに、子供の能力に応じた主体的な学習を保障することができると考えてきました。

しかし、教師が教え授ける授業を見慣れている一部の保護者にとっては、教師が楽をしていると見られていることも事実です。

学習の中で子供の主体的な学びを引き出すためには、子供同士のグループ活動や、教師の見取りの中で話を聞いてあげることや、分からない子の考えも待ってあげること、そして少しの進歩を認めてあげることが大切になっています。これは、一斉授業と比べていかに難しいことか理解してもらおう努力が足りなかったと思います。

現在は、コミュニティ・スクールの方々に授業の後の先生たちの振り返りの話合いに参加していただくことによって、授業の見方が180度変わったと言ってくれるようになりました。今後もこうした努力を続け、子供たちの自主性を伸ばした魅力ある授業づくりに取り組んでいきたいと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 現時点での教育方針のアクティブラーニング、これが進められているわけではありますが、そのような中、今からこれは100年ぐらい前ですね、なぜこのような当時の先進的な教育方針が途中で消滅してしまったのかということ、これは歴史を二度と繰り返してはならないという考え方からではありますが、この分団式動的教育法方針、これの経緯ですが、現代でも通じる教育がなぜ消滅したのか、それは戦争へ向かう中で衰退していったということでもあります。

分団式動的教育法は、1912年、明治45年、実際に始められたのは1907年、明治40年だそうですが、書籍として45年に発刊されております。その時代の背景を見ますと、教育勅語は1890年、明治23年、日清戦争は1894年、明治27年、日露戦争は1904年、明治37年、日中戦争から太平洋戦争、これは1937年、昭和12年。戦争に突き進んでいる中で、この分団式動的教育法は消滅をしました。今教育長が言われた、自主的な子供たちをつくっていくということが、国の言うことに対して、言うことを聞かない人が出てくる可能性があるということだったと私は思うわけではありますが、このような中で、教育勅語は学校教育に押しつけられ、戦意高揚に利用されました。「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」、つまり戦争になったら天皇のために命をささげ、天皇に忠誠を尽くすということにつながるとして挙げられているのであります。実際、戦前は「忠を離れて孝なく、父祖に孝ならんと欲すれば、

天皇に忠ならざるをえない」、これは教育勅語40周年での文部大臣の談話であります。このように教えられてきました。勅語の道徳項目は、天皇を頂点とする身分序列の社会の道徳で、市民は天皇に忠誠を誓う、市民の間も目下は目上に従え、身分ルールで固められてしまいました。勅語には、命の大切さも、人権や平等の大切さも述べられておりません。

そのような中、現代を見てみますと、1999年、国旗国歌法成立に、学校現場での校歌斉唱、国旗掲揚の押しつけ、日本弁護士会などの大きな反対を押し切って、2006年には教育基本法が改正されました。これによる教育も私はゆがめられたと思うわけではありますが、教育長も御存じだと思います、愛国心の通知表、A・B・Cという3段階、この子は愛国心があるか、普通、ない、この3段階の通知表をつくりました。その後、牛久市でもこれは廃止されたと思いますが、このような歴史の過ちを二度と繰り返さないためにも、教育は大変重要であります。大人の都合による教育はすべきではないと考えます。未来を担う子供たちの自主性を育て、自主肯定感を高める教育を進めていっていただきたいと。教育長の考え方をお尋ねします。歴史的な問題は結構です。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 ここ二、三日、及川平治先生の分団式動的教育法という論文を何本か読ませてもらいました。すばらしいなと思います。100年前に、私たちがやろうとしていた協働学習がそこにあるんだなと思いました。1つ事例を挙げると、びっくりしたのは、水や熱、水や空気の対流とか伝導という授業なんです、芋をつくるぞと、みんなで。かまどに火を起こせと、鍋に水を入れろと、みんなで芋を焼けと、それで作るんですが、そこにたばこの煙を持ってきて、煙の動きはどうだと、鍋におがくずを入れて、対流の様子はどうだと、芋が熱いだろうと、どこから出てきたんだと、そういうことをやりながら、理科でいう対流や蒸発や伝導全てを学ぶということはすばらしい授業だったなと、まさに今に通じるなと思っています。一番、及川先生のこの感動したのは、自分で問いを持つてということを言っています。なぜなんだ、なぜなんだと子供たちが自分たちで問いを持ちながら授業をつくっていくということは、まさに議員のおっしゃるように、主体的に自分が生きていくためにとても大事なことだなと思って感じています。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 この分団式動的教育法、それにつながるアクティブラーニング、これからもいろいろな問題があると思います、いろいろなところでいろいろな実践経験も報告されております。ぜひそれらも参考にしながら、国からの押しつけ、また大人の押しつけという教育ではなくて、自主的な子供たちを育てるために努めていってほしいと思います。

続きまして、教育委員会の危機管理の問題であります。

一昨年の10月に実施された遠足について、台風21号が上陸する中でのことです。県の教育委員会のマニュアルをはじめとして、行き先の県などのポータルサイトを確認すべきで、教育委員会もそれを把握すべきと提案をしました。本年5月20日、避難勧告は廃止され、避難指示で必ず避難ということに変更されました。教育委員会の危機管理の問題についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 教育委員会としてのその後ですが、令和2年3月、行事等の決定の判断の際に教育委員会と学校とが情報を共有するために、水戸や銚子の気象台のホームページ並びに茨城県のポータルサイトを利用していくことを各学校に指示しました。

令和2年8月から11月の期間には各校を訪問し、諸表簿と点検を行う際、危機管理マニュアルの中で、レーダーナウキャストを利用することが記載されているか等の確認を行いました。あわせて、令和2年9月には校長会、教頭会それぞれで、校外学習等の学校行事の実施計画を立てる際や実施の判断を行う際に、防災ポータルサイト、レーダーナウキャスト等を利用するように指導を行っています。

光化学スモッグ等の情報に関しましても、茨城県光化学スモッグ・PM2.5情報を市教委でメールを受信して、各学校へファクスにて情報提供するなど、市教委と学校とが共有する体制をつくっています。

今年度に入りまして、5月20日からの災害対策基本法改正に先立ち、5月14日付で県より、新たな避難情報に関する周知のチラシの掲示等について依頼がございました。小学校でも中学校でも、社会や理科や保健の授業で災害に関して学ぶ機会が多くあります。また、総合的な学習の時間や避難訓練の際に、地域の防災について学ぶ機会もあります。そのようなときに、このチラシを活用することをお願いしています。

また、茨城新聞社から、市内の小学校5・6年生全員に「いばらき防災ハンドブック2021」をいただいております。この中でも警戒レベルの表が掲載されていますので、同じように授業等で活用できるように伝えていきます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 校長はじめ教員も転勤があります。特に課外授業などは、各校共通のマニュアルと報告用紙を作成し、教育委員会への提出義務、報告を義務づけるべきではないかと思いますが、この点について。そして、自治体の判断として、5月20日に変えられたわけですが、警戒レベル3、これは自治体として避難指示の判断をできる体制、レベル4では被害対策本部設置ということになっております。これらについて、教育委員会のほうでの考えをお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 学校行事申請書というのが上がってきて、教育委員会が許可というのを
するわけですが、そのときの許可におきまして、年度が変わって校長先生も替わるようなところ
がありますので、そこに一言付け加えることと、今年度は5月に各学校を回って、危機管理
マニュアルの点検を一応終えました。そういったことで、県と一緒に回った訪問なんです、
もう一度別に市のほうも回りますので、年に2回学校を回って危機管理マニュアルを点検する
というのがありますので、そこで直接指導しているというふうな話で進めていきたいと思っ
ています。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 危機管理のもう一つ、これは一般質問の通告が締切り後の報道
であったわけですが、体育の授業でのマスク着用問題、今年の2月、大阪の小学校で、5年生
が5分後の持久走終了後に死亡したという報道がありました。牛久市では、現在体育の授業中
マスクの着用をどのようにしているのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 熱中症の時期にもなりましたので、特に体育の授業もそうですが、登下
校のマスク着用というのも保護者からの質問等が来ておりますので、改めて文書で、夏のマ
スクのつけ方について文書を出していきたいと思っています。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 大阪のこの小学校でも、体育の持久走のとき、体育の時間のと
き、マスクを着用するかしないのか自主判断ということになっていたそうなんです。子供が
倒れてしまったときには、子供が顎マスクだったそうであります。これはマスクをしていたの
ではないかとは思いますが、それがまだはっきりしていないんですが、実は昨日のニュース
で、文科大臣は体育の時間中はマスクをしなくてよいというような報道もありました。そし
てまた、気温が31度になったときにも、外での体育もすべきではないというふうな報道もあ
りました。今後のこれらの報道を受けて教育委員会の対応、そしてまたスポーツ庁が挙げてい
る6つのポイントというのものも、昨年5月出されているわけですが、教育委員会としてこの
考え方と今後の方針について、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 では、ちょっと具体的な話になりますので、
私のほうから答えさせていただきます。

体育の授業についてはガイドラインが出ておりまして、たしか2メートル以上離れた状況で
マスクは着用しなくていい、もちろん熱中症の心配もあるのでというところで、出ているかと

思いますので、各学校にもそれを通知してありますので、それに基づいてやっていると思います。

あと、昨年度もやはり熱中症が心配される前の時期ということで、間もなくの時期になるかと思いますが、登下校時のマスクの着用であったり、また水筒を持参して水を補給しながらでもいいですよというふうなことであったり、またあと問題になるのが、ヘルメットの着用が黄色い帽子より暑いんじゃないかというような御意見もありますので、そのあたりも保護者判断でよろしいですよといったような通知を出させていただいております。今年度も、同じぐらいの時期にそういったものを改めて出そうということで考えています。以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 大阪の亡くなった子供は5年生ですね。5年生の子供に、マスクを着用するのを自主的に、自主的に5年生の子供が判断できるのかどうかという問題があります。ですから、これはもう体育の時間はマスクをしないと、さっき次長が答弁したように、2メートル以上離れろというのが、そういう方針も出しています。それに従ってマスクをしなくてもいいということですから、これは徹底してもらいたい。何か事が起きてからでは済みません。ですから、これはぜひ実施してもらいたいというふうに思います。

今回の質問の趣旨は、教育は国のためでも学校のためでも教育委員会のものでもありません。あくまでも主体は子供たちであります。上からの押しつけ教育ではなく、今これまで述べてきた観点を大切に教育を進めていただきたいと、最後に切にお願いをしまして、私の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で2番利根川英雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時ちょうどといたします。

午後1時49分休憩

午後2時01分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

11番池辺己実夫議員。

〔11番池辺己実夫議員登壇〕

○11番 池辺己実夫 議員 皆さん、こんにちは。

一般質問、最終日最後の登壇になります。新政会所属の池辺己実夫です。どうぞよろしくお願いたします。

今回は、またコロナということで書いてあって、またコロナかみたい、前回みたい形で

ずっとしゃべっているのかみたいな形できつと思われた方もたくさんいるとは思いますが、今回は全く違いまして、同じコロナでも、私は今回こちらにお座りになっている執行部の方たちのために精いっぱい質問をさせていただきたいと思います。

それは、こちらからこう見ますと、皆さんもう物すごい密のようにいつも感じています。昨日、内藤部長のほうから県からの説明がありましたけれども、そういった中で最低1メートル、あとは2メートル離れないと書いてありますけれども、私もちらっとほかのもので調べますと、今は社会的距離とかではなくて、身体的な距離でフィジカルディスタンスとかいうかっこいい言葉がありまして、そういった中ですと、せきは2メートル、くしゃみは3メートルだそうです。そういった距離感を果たして今の事業所の牛久市役所が保たれているのかというのがちょっと疑問で、今日は質問したいと思います。

それでは質問に入ります。もちろん一問一答方式で、通告書に従いまして質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

新型コロナ感染症については、まだまだ収束の見通しは立っていません。そのような中で、ワクチン接種が有効な手段であることは、私たち多くの市民、皆さんが認識しているものだろうと思います。ワクチン接種については、牛久市ではいち早く準備が進められ、5月24日から高齢者を対象とした接種が始まりました。いろいろ苦情もたくさんあるとは思いますが、執行部の御努力に改めて敬意を表しています。

しかしながら、今後ワクチン接種が計画どおりに順調に行われることや、その他今回の補正予算として上程されています事業などの数々の施策が予定どおりに実施されるためには、この牛久市役所内でクラスターなどの大規模感染が発生しないこと、また、もしこの市役所においてそういったことが出た場合には、最小限で済ませることが求められます。牛久市役所が事業所として十分な感染防止対策を実施していることが必要であり、そのような観点から幾つか質問します。

そこで、最初の質問であります。現在の牛久市役所の状況がどの程度、密なのかについて伺っていききたいと思います。

私の個人的な主観であります。牛久市役所の事業所としての職場環境は、かなりの手狭であるように感じられます。特に、本庁舎1階の福祉部門のフロアや、3階東側の総務企画部門のフロア、同じく3階西側の環境経済部や税務課が配置されているフロアについては、超かなり密であるように思われますが、いかがでしょうか。例えば、本庁舎1階から3階までのトイレや廊下等の共有部分を除いた、職員の皆さんが実際に執務を執っているスペースが果たしてどのぐらいで、どの程度の職員が配置されているのか。極端に言えば、1人当たりの面積はどの程度ぐらいなのか、またその1人当たりの面積、現在のコロナ禍の中で密かどうかの観点か

ら見た場合、この事業所、牛久市役所が適正なのでしょうか。国の基準に照らして判断した場合、近隣の他市町村との比較はどのような状況なのか伺います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 本庁舎の延床面積といたしましては、全体で5, 226.42平方メートルとなっており、主に執務室が配置されている1階から3階の延床面積は3, 623.30平方メートルとなっております。そのうち、廊下やロビー等の共用部分、市長室や副市長室等の面積を除く執務室のみの面積といたしましては、約1, 619平方メートルとなっております。

次に、本庁舎1階から3階フロアで執務する人数といたしましては、常勤職員、会計年度任用職員を含め、1日当たり約315人となり、本庁舎1階から3階の執務室に限定し算出しますと、1人当たり約5平方メートルの面積となります。

コロナ禍での執務面積に対する国の基準等はなく、他市町村においても1人当たりの面積は把握していないということでありました。

3密の回避は重要であり、フロアに余裕がない中でも工夫をしながら感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○11番 池辺己実夫 議員 今の答弁を聞いて、ほかの市町村と比較にもならないし、国の基準なんかはないというのがよく分かったんですけども、そんな状況の中で、現在じゃあいろいろな感染対策というのは多分されていると思うんですよ。その感染対策はどんなようにしているのかというの、あとはどんな効果があつて、その効果を例えば得るためにどんな検証をしているのかというのを伺います。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 市役所における感染防止策としましては、出入口へのサーマルカメラ設置による検温を行い、出入口、各窓口やトイレへの手指の消毒液の設置、定期的な換気と消毒、先ほど議員もおっしゃいましたフィジカルディスタンスを保つ机や椅子の配置の工夫、職員のマスク着用、飛沫防止シールドの設置とともに、職員の感染予防対策として、感染拡大の状況により、会議室等を利用した分散配置の実施や、在宅勤務、テレワークなど、可能な限り他職員との接触を避ける取組や、時差通勤、休日や週休日への勤務日の変更などにより対応しております。

また、登庁前の体温測定を励行し、本人や家族等に発熱がある場合は、特別休暇の取得など感染リスクの低減に努めてきました。以上です。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○11番 池辺己実夫 議員 部長の説明でよく分かりました。私も見ていて、確かにそのいろいろな感染対策しているというのは分かるんですけども、でもやっぱり実際こんなような形で、狭い中で執務している。私は本当にその文句じゃなくて、この危険な中で市民のために本当に仕事をしてもらっている皆さんが、もう少し環境がいい中で仕事するにはどういうふうにしたらいのかなというので実際聞いているところあるんですよ。現状において、様々な感染防止対策が行われることは今確認しました。根本的な解決策としては、新しい庁舎を、でっかいのを建てるとか、あとはもう分散してやるかしか、執務室の人数を減少させるぐらいしかないと本当に思います。例えば庁舎の増築とか、もちろん新庁舎を建てるというのは、これはもう本当に一朝一夕にはいかないと思います。そのために、ICTを活用したテレワーク、今回議案の41号で出されていますよね。全員協議会でも説明を受けたんですが、改めてお願いします。

○杉森弘之 議長 植田 裕総務部長。

○植田 裕 総務部長 先ほど、検証ということもあったと思うんですけども、ちょっと答弁し忘れたので追加させてください。

これまでの取組については、いずれも飛沫感染、接触感染など感染リスクを低減させるものでありまして、職員一人一人が高い意識を持って取り組んだ結果として、これまで職員が数名感染した際も、職場内での2次感染はなく、一定の予防効果、防止の効果があったものと考えております。今後も引き続き感染予防対策に取り組んでまいりたいと考えております。

それと、テレワークなんですけれども、当市におけるテレワーク等の状況につきましては、令和2年4月末に、牛久市新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の在宅勤務の実施に関する訓令を制定し、在宅勤務を開始しております。同年12月中旬より実証実験としてテレワークを開始しております。

国の緊急事態宣言時や県独自の緊急事態宣言時などに多くの職員が制度を利用し、在宅勤務は国の緊急事態宣言時、昨年4月に68名、翌5月には416名が制度を利用し、県独自の緊急事態宣言時の昨年12月から本年2月にかけて、月68名から85名が制度を利用しております。

また、テレワークにつきましては、本年1月に35名、2月が39名という状況であります。それ以降はちょっと利用が減少しているというような状況になっております。

○杉森弘之 議長 池辺己実夫議員。

○11番 池辺己実夫 議員 ありがとうございます。このコロナ対策については、すぐにできる、お金がなくてもできることとか、物すごくお金をかけたり時間をかけないといけないこととかたくさんあると思うんですけども、それはちょっと答弁は難しいと思うので、いい

です。

いろいろ答えてもらって、本当にありがたかったです、すみません。私は、市役所は市民のために役立つところと書いて市役所だと思うんですよ。皆さんは、本当にもう市民のために働いてもらって、本当にありがたいです。私が今回この本当に質問をしたのは、それだけやっぱり努力している市役所なのにもかかわらず、私が「己実夫ちゃん、ちょっと相談あるんだけど」と市民に言われたときに、「じゃあ市役所で待ち合わせして話しましょう」というと、市民の方が「市役所は勘弁してくれよ。あんなとこ行けねえよ、危なくて」と、そういうふうな形で市民に言われちゃうんですよ。ですから、私のように議員じゃなくても、今の市役所は危ないというふうに、市民自体が思っちゃっているんですよ。だから、今回こんなふうに質問しました。

本当に今回の新型コロナウイルスの発症は、感染症という災害が大規模発生した非常事態において、防災拠点としての市役所の役割は大変重要になってくると思うんです。市役所は、本庁舎の1か所で執務しているので、効率的な仕事ができる反面、今回のような感染症が出た場合にはクラスターが発生する伴うリスクが本当に高くなるということ、それをやっぱり防ぐのには、先ほどいろいろ、もちろん感染症のことをやっているのはよく分かったんですけども、やっぱり執務の場所の分散でリスクを軽減するしか、正直大金をかけないでやるためにはそれが一番、もちろんテレワーク大事です。

これも答弁は結構なんですけれども、エスカードの一部に、例えばその執務をできる部分を分散するというのも一つの手じゃないかなというふうに思います。牛久市は、市民サービスを本当に、根本市長を先頭に優先することで、ややもすると事業所としての市役所の機能整備については、やっぱり後回しにされてきたと思います。市役所は、市職員の皆さんが気持ちよく仕事をする場所ではありますが、その職員の皆さんが市民のために仕事をするのであり、市民サービスを提供する場所、最初も話したように、市民のために役立つところ、そのありようをしっかりと考えていかなければならないと思います。これももう答弁は全然、自分の意見なので結構です。

以上で私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 池辺議員、今のは質問ではないということによろしいんですか。（発言あり）

以上で11番池辺己実夫議員の一般質問は終了しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時21分散会